

社会保険

かながわ

- 算定基礎届（定時決定）の作成上の留意点
- 安全・安心 ジェネリック医薬品を選択しましょう！
- 職場での講習会・健康づくりを応援します／大磯ロングビーチ
- 東京ディズニーリゾート入園料助成／箱根小涌園ユネッサンパスポート入場料助成
- 各種小冊子を用意しております

2021.6
No.555

『アジサイ色につつまれて』（横浜市金沢区）前川隆敏



<http://www.kanagawa-syahokyo.jp>



一般財団法人 神奈川県社会保険協会

検索

発行：一般財団法人 神奈川県社会保険協会

算定基礎届(定時決定)の作成上の留意点

厚生年金保険および健康保険では、被保険者が実際に受ける報酬とすでに決められている標準報酬月額がかけ離れないように、すべての被保険者に対して、毎年1回、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決め直します。これを定時決定といい、その届出を算定基礎届といいます。算定基礎届は、原則として7月1日から7月10日までに提出します。

定時決定の対象となるのは、7月1日現在のすべての被保険者です



次のいずれかに該当する方は対象外です。

- 6月1日以降に被保険者となった方
- 6月30日以前に退職(資格喪失日が7月1日以前)した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定または育児休業等(産前産後休業を含む)を終了した際の改定が行われる方

算出した報酬月額より、該当する標準報酬月額を決定します

4月・5月・6月の3カ月のうち、支払基礎日数が17日以上の方に実際に支給された総報酬額を対象月数で割って報酬月額を算出します。

4月の途中で入社した等、入社した月に1カ月分の給与が支給されない場合は、その翌月から算定対象月となるため、5月と6月に支給された報酬の総額を2で割って報酬月額を算出します。



支払基礎日数とは報酬の支給の対象となった日数のことで、月給者は各月の暦日数(日給者・時間給者は各月の出勤日数)が基本となります。欠勤日数に応じて給与が差し引かれる場合等は、就業規則や給与規定等に基づき、事業所が決めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。

短時間就労者(パート)の取り扱い



1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3以上である労働者を短時間就労者(パート)といいます。短時間就労者(パート)は、支払基礎日数によって次の表のいずれかで算出します。

支払基礎日数	算定方法
3カ月とも17日以上	3カ月の報酬月額の平均額
1カ月または2カ月は17日以上	17日以上ある月の報酬月額の平均額
3カ月とも15日以上17日未満	3カ月の報酬月額の平均額
1カ月または2カ月は15日以上17日未満	15日以上17日未満の月の報酬月額の平均額
3カ月とも15日未満	従前の標準報酬月額

※随時改定の場合は、短時間就労者(パート)であっても、継続した3カ月のいずれも支払基礎日数が17日以上必要です。

短時間労働者の取り扱い



特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務し、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3未満で、①週労働時間が20時間以上 ②雇用期間が1年以上 ③月額賃金が88,000円以上 ④学生でない のすべてに該当する労働者を短時間労働者といいます。

支払基礎日数	算定方法
3カ月とも11日以上	3カ月の報酬月額の平均額
1カ月または2カ月は11日以上	11日以上ある月の報酬月額の平均額
3カ月とも11日未満	従前の標準報酬月額

※随時改定の場合は、短時間労働者であっても、継続した3カ月のいずれも支払基礎日数が11日以上必要です。

特定適用事業所・任意特定適用事業所の条件等については、日本年金機構ホームページをご参照ください。

照会先

事業所の管轄の年金事務所まで

©日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索

安全・安心

ジェネリック医薬品を選択しましょう!

ジェネリック医薬品は、従来の先発医薬品と同等であると国が認めたお薬です。品質、効き目や安全性の厳しい試験をクリアしています。ジェネリック医薬品の使用は、医療費の増大を抑えることにつながります。積極的に使用しましょう。



ジェネリック医薬品にはこんなメリットがあります!

1. お財布にやさしい

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも安く、お薬代を節約することができます。先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えると、お薬代が最大で6割安くなることも! もちろん、お薬の効き目や安全性は先発医薬品と同じです。

2. 飲みやすい

ジェネリック医薬品には、先発医薬品よりも飲みやすく工夫されたものがあります。

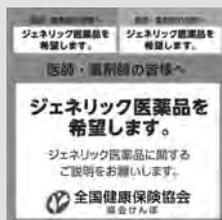
- ・成分は同じまお薬を小型化
- ・お薬を飲みやすい形へ変更
- ・お薬の苦みをコーティングし味を改良 など

3. 日本の未来のためになる

ジェネリック医薬品を使用することは、医療費の増大を抑え、日本の医療保険制度を維持することにつながります。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

- 「ジェネリック医薬品を希望します!」と医師や薬剤師に伝えてください。
- ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼りましょう。シールをご希望の方は、協会けんぽ神奈川支部 (☎045-270-8431)までご連絡ください。



(見本)

シールは無料でお配りしています。また、ご希望の方にはジェネリック医薬品の詳細をまとめた小冊子「ジェネリック医薬品Q&A」もお送りします。詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。



～令和3年度の協会費を納入いただき、ありがとうございました～

令和3年4月にご案内させていただきました「令和3年度社会保険協会費ご協力をお願い」につきまして、ご理解とご協力を賜り早速に納入していただき、誠にありがとうございました。

当協会におきましては、みなさまのご意見を賜りながら、各種事業に取り組んでまいります。

まだ、納入がお済みでないようであれば、任意ではございますが、ぜひとも特段のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、会費納入にあたっての「払込取扱票」は、4月に送付させていただいておりますが、お手元にならなければ、当協会(045-662-1192)までご連絡くださいますようお願いいたします。

職場での講習会・健康づくりを応援します

令和3年度社会保険協会費を納入いただいている事業所が対象です。

★講師を派遣します

職場に講師を招いて講習会を開いてみませんか。
健康づくりについて、わかりやすく楽しくお話をいたします。

- *講習時間は60分程度です。
- *会場をご用意のうえ、開催希望日の2カ月前までにお申し込みください。
- ※新型コロナウイルス感染防止対策をお願いいたします。

●講演テーマ(例)

・見直しましょう 食生活	管理栄養士
・肥満解消、手軽にできる健康体操	ヘルスケアトレーナー
・正しい姿勢とウォーキング	
・生活習慣病の予防	保健師
・職場におけるメンタルヘルス	精神保健福祉士

★ビデオテープ・DVDを貸し出します

お昼休みや、職場内の研修会などにご利用ください。

ビデオテープ 20～30分程度

- ウォーキングは理想の健康法
- 気軽な運動で血圧が下がるんです!
- あなたの血液はサラサラ?それともドロドロ?等

DVD 15～60分程度

- ストレスチェックを活用したセルフケア
- 健康サポート体操
- 毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを予防しよう
- 夏の熱中症・冬のヒートショックに気をつけよう 等

*1回の貸出はビデオテープが5本まで、DVDは3本までで、貸出期間は2週間になります。
*ビデオテープ・DVDとも、数に限りがありますので、ご了承ください。

★体力測定器具を貸し出します

- 握力計・ジャンプメーター・長座位体前屈測定器・体脂肪計
- *貸出期間は2週間になります。

*ビデオテープ・DVD・体力測定器具の返送費用は、利用者負担とさせていただきます。

大磯ロングビーチ

入場料を助成いたします

場 所 大磯ロングビーチ

神奈川県中郡大磯町国府本郷546
☎0463-61-7726 (午前10時～午後5時)

利用資格 県内の事業所で、令和3年度社会保険協会費を納入いただいている事業所または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者

利用期間 令和3年7月16日(金)～9月12日(日)
(営業時間：午前10時～午後5時)

利用方法 入場割引券を発行いたします。

募集人員 4,000名
*1事業所10名まで
*募集人員を超えたときは抽選となります。
(抽選にもれた方についてはご連絡いたします)

入場料金

区分・1日券	一般料金	利用者窓口支払金額
大人	4,200円	2,300円
中・高校生	2,800円	1,200円
シニア(65歳以上)	2,200円	800円
小学生	2,200円	800円
幼児(3歳以上未就学児)	1,000円	0円

申込開始 令和3年6月23日(水)

申込期限 令和3年7月9日(金)

その他 入場割引券は、準備ができ次第発送しますが、利用開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

「京急油壺マリンパーク入園料助成」の利用期間変更

「社会保険かながわ5月号」でご案内しました「京急油壺マリンパーク入園料助成」につきましては、京急油壺マリンパークが令和3年9月30日(木)をもって閉館することが決まり、これに伴い入園料助成期間についても、次のとおり変更させていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

変更前 令和3年7月17日～令和4年2月28日

変更後 令和3年7月1日～令和3年9月30日

東京ディズニーリゾート®

入園料を助成いたします

場 所 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー
千葉県浦安市舞浜1-1

利用資格 県内の事業所で、令和3年度社会保険協会費を納入いただいている事業所、または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者

募集人員 6,800名
※1事業所（被保険者とその被扶養者を合わせて）10名まで
※募集人員を超えたときは抽選となります。（抽選にもれた方については、ご連絡いたします）

入園料金 下記料金よりコーポレートプログラム利用券の金額を差し引いた金額でチケットを購入してください。
※東京ディズニーリゾートでは令和3年3月20日より変動価格制を導入していますので、お出かけ前に東京ディズニーリゾート・オフィシャルウェブサイトにて入園料金をご確認ください（<https://www.tokyodisneyresort.jp/>）。

コーポレートプログラム利用券

お1人様1回限り補助金額1,000円の利用券を発行します。

利用期間 令和3年8月1日(日)～令和4年2月28日(月)

申込期間 令和3年6月23日(水)～7月9日(金)



©Disney/Pixar

利用者区分	1デーパスポート	入園時間指定パスポート	
		午前10時30分～	正午～
大人(18歳以上)	8,200円～8,700円	7,700円～8,200円	7,300円～7,700円
中人(中・高校生) 12歳～17歳	6,900円～7,300円	6,500円～6,900円	6,100円～6,500円
小人(幼・小学生) 4歳～11歳	4,900円～5,200円	4,600円～4,900円	4,300円～4,600円

箱根小涌園ユネッサン パスポート

入場料を助成いたします

〔ユネッサン(水着エリア)&森の湯(温泉エリア)〕

場 所 箱根小涌園ユネッサン
神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297
☎ 0460-82-4126

利用資格 県内の事業所で、令和3年度社会保険協会費を納入いただいている事業所、または納入いただける事業所の被保険者およびその被扶養者

募集人員 4,150名
※1事業所（被保険者とその被扶養者を合わせて）10名まで
※募集人員を超えたときは抽選となります。（抽選にもれた方については、ご連絡いたします）

利用期間 令和3年7月23日(金)～令和4年3月31日(木)
※ただし、令和3年12月1日(水)から12月4日(土)までの4日間は施設メンテナンスのため休館となります。

利用方法

○事前に利用券「大人1,300円・小人200円」を購入していただきます。
※当選者には振込用紙を送付しますので、申込人数分の金額をお支払いいただきます。後日、利用券をお送りします。
○利用券を窓口へ提出しご入場ください。

入場料金

利用者種別	通常料金	利用料金(利用券購入金額)
大人	3,500円	1,300円
小人 (3歳～小学生)	1,800円	200円

申込期間

令和3年6月23日(水)～7月9日(金)

その他

当選者に利用券等購入の詳細について別途ご連絡いたします。



職場のみなさまにもお知らせください

健康保険・厚生年金保険制度などの**各種小冊子**を用意しております

※冊数に限りがありますので、1事業所各1冊とさせていただきます。

社会保険制度 解説小冊子

- 令和3年度 『社会保険事務・必携』
- 令和3年度 『健康保険の早わかり』
- 令和3年度版 『わかりやすい健康保険と年金のしおり』
- 令和3年度 『厚生年金保険の早わかり』
- 令和3年度版 『はじめての年金』
- 令和3年度版 『60歳以後の年金額調整のしくみ』
- 令和3年度版 『年金マニュアルシート』
- 『年金制度改正のポイント』



健康づくり 小冊子

- 2021年度版 『健診結果のわかる本』
- 働き方マイルール100
- 症状別受診ガイドVOL.3
- 症状別受診ガイドVOL.4
- 健診結果を活かした生活改善のすすめ



応募資格 県内の事業所で、令和3年度社会保険協会費を納入いただいている事業所
※協会費を納入いただけない事業所は有償となります。

申込方法 当協会ホームページ (<http://www.kanagawa-syahokyo.jp>) ⇒「社会保険制度の趣旨普及」⇒「お申込方法はこちら」をクリックしていただき、「小冊子申込書」をダウンロードのうえご希望の冊子名に○をしてFAX (045-662-8441) にてお申し込みください。

その他事業の申込方法

各事業の詳細については、当協会ホームページ (<http://www.kanagawa-syahokyo.jp>) をご覧ください。
また、利用ご希望の方は、当協会ホームページより申込書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえFAX (045-662-8441) にてお申し込みください。

社会保険協会事業等につきましては

<http://www.kanagawa-syahokyo.jp> をご覧ください。

一般財団法人 神奈川県社会保険協会

検索